

明治憲法と国家統合

—勤皇の社会史的再検討—

小風 秀雅

はじめに

本報告では、1889年における大日本帝国憲法（明治憲法）の発布とそれともなう時代意識の変化が、日本の国民統合においてどのような役割を果たしたのか、を考えてみたい。

グリーン報告では、万世一系の天皇の神話がどのように形成されてきたのか、が明らかにされたが、この神話が近代日本の国家観のバックボーンとなるためには、神話を国民が受容する必要があった。そのためには、維新以来の国内分裂を克服する必要があったのである。その大きな転機を提供したのが明治憲法の発布とそれにつづく、一連の政治的祭典による国内融和の回復のプロセスであった。まさに明治22年は、近代国民国家形成における一大転機であったといえるのである。

明治維新において設定された国家目標（国是）には、「公議世論」（五カ条のご誓文）と「万国対峙」（廢藩置県）があった。これらの国家理念は、明治20年代に、憲法の制定と条約の改正として実現していった。とくに明治憲法の制定は、維新の理念である「公議輿論」に含まれていた、リーダーシップとメンバーシップというふたつの政治原理が、それぞれ内閣と議会によって実現したことを意味していた。また、法典整備の進展は、条約改正の実現への大きなステップとなり、明治22年にアメリカ・ロシア・ドイツが治外法権撤廃を盛り込んだ改正条約に調印するにいたって、日本は国際社会における対等な地位を獲得した。ここに、欧米と対等な近代国家であることを国際社会に承認させる「万国対峙」の国是が一応の実現をみたのである。

「公議輿論」と「万国対峙」という二つの国是が実現したことは、近代国家への転換の努力が実を結んだという点で、近代国家の確立を意味していた。それは、明治維新以来近代化を目指した時代の終わりであり、近世から近代への移行期の終焉を意味していた。

この間日本は、戊辰戦争にはじまり民権運動の激化事件に至るまで、激しい内乱と対立の時期を経てきた。憲法制定は、そうした維新以来の対立に終止符を打ったのである。

以上のことを踏まえて、本報告では、憲法発布によ

って近代国家が確立するなかで生じた社会的変化のうち、2つの事象についてかんがえてみたい。

第一は、幕末以来日本社会を分裂させてきた政治的・社会的対立の解消であり、第二は明治維新に対する歴史認識の変化である（1）。



報告者の発表風景

1. 大日本帝国憲法の発布

A) 発布当日

1889年2月11日、大日本帝国憲法が発布された。

明治天皇は紀元節の親祭を行い、午前9時、宮中賢所に渡御して皇祖・皇宗に憲法と皇室典範制定の告文を奏し、皇霊殿、神殿に拝した。ついで10時、天皇は正殿で憲法発布式に臨み、高御座に立御して、憲法を総理大臣黒田清隆に与えたが、こちらは列国の外交団も列席する洋装のヨーロッパスタイルの儀式として執り行われた。

午後、天皇は青山練兵場の観兵式に臨んだ。この時天皇は、皇后とはじめて馬車に同乗した。沿道には小学生や各学校の生徒が出迎え、馬車が近づくと君が代を歌い、万歳を唱えた。天皇は「慈悲深くうなずいて応えた」。

この日、東京のみならず、全国は発布を祝う祝賀に沸いた。

B) 政治的和解

1889年は、憲法発布を頂点とする一連の政治的祝祭のなかで、維新以来の政治対立が解消されていった年であった。

憲法発布が日本における近代国家の確立を意味したということ、社会史的にみると、幕末・維新以来の政治的対立を清算することを意味していた。

幕末・維新以来、日本社会は、幕府軍対朝廷軍という戊辰戦争での対立、政府軍対不平士族軍という士族反乱の時機、そして自由民権期における藩閥政府対自由民権派という対立、という3つの大きな社会的分裂と政治的対立を経験してきた。

憲法発布後もこうした政治的・社会的対立を引きずらないようにすることが、明治政府の大きな課題であったのである。

政府は憲法発布に合わせて、国事犯（政治犯）赦免の大赦令を発布した。これは、民権運動によって生じた政府と在野民権派との対立を解消しようとするものであった。既決334名、未決124名、計458名という大規模なもので、福島事件（河野広中）、大阪事件（大井憲太郎）、保安条例違反（片岡健吉）、秘密出版事件（星亨）、新聞条例違反（大石正巳）などで逮捕された民権運動家たちの多くが自由の身となった。彼らは、翌年の議会開設に向けて政治運動を展開していくことになる。

在野民権派は憲法に対して、一様に好意的な反応を示し、憲法が発布され、日本が立憲国家になったという事実については評価していた。民権派もやはり、憲法発布の歴史的意味を評価していたのである。

憲法をめぐる政府と民権派との対立は1880年代には国民的規模で繰り広げられ、武力衝突を惹起するなど、泥沼化していた。それがともかくも、発布にまでこぎつけたのであった。植木枝盛は、憲法発布に先立って「如何にも平和の有様を以て之を制定せらるると云ふは、誠に芽出度」と述べている。

欽定憲法の発布が、憲法制定論争の終焉を意味していることは、国約憲法を主張してきた民権派といえどもよく承知していた。激しい政治対立を発布後に引きずらないことが今後の日本にとって絶対条件であった。そのためには伊藤にしてみれば民権派も納得しうる「意外の良憲法」である必要があったのであり、民権派はもはや憲法の内容を云々することを避けなければならなかったのである。

植木の「固より欽定憲法なり、国約憲法にはあらざるなり・・・然れども兎も角も憲法と名付けられたる者が誕生したるに相違なきなり・・・日本人民が憲法と称する者ある人民と成りしことを失はざるなり」（2）という感想はそうした文脈のなかで理解されるべきであろう。

こうして、政治の対立軸は大きく転回し、論点はい

かなる憲法を作成するのか、という点から、いかに憲法を運用して立憲政治を実現するか、という点に移っていった。

また、同じ大赦令により西南戦争の主魁西郷隆盛がその罪を許されて、正三位を贈位されて、復権を果たした。西郷の復権は、西南戦争に代表される士族反乱による分裂を修復するものであった。

そして維新によって生じた最大の亀裂である戊辰戦争の和解が、東京を舞台とした8ヵ月間に及ぶ政治的祝祭によってなしとげられたのである。

C) 宮城の完成と上野行幸

第一は、1889年1月11日の新皇居の落成と天皇の移徙であった。

京都から江戸城に天皇が入ったのは1868年10月13日のことで、この時江戸城は東京城と改称された。1873年5月5日、皇居は太政官・宮内省庁舎とともに炎上し、赤坂離宮が仮皇居に定められた。皇居の再建造営計画は1883年に決定、国会開設に間に合うよう速成がはかられ、1888年10月落成したのである。これを機に皇居は宮城と改称された。

天皇の宮城への入城は、いわば2度目の江戸城入城であった。東京市中は祝賀一色であった。学校生徒が整列して君が代を歌い、万歳を唱える市民の歓迎の様子は、あたかも憲法発布当日の予行演習であるかのように、似通っている。

第二は、2月12日の天皇の上野行幸である。

前日の憲法発布式におけるパレードに引き続いて行われた天皇の上野公園への行幸は、「民衆をして鳳凰を拝するを得しめられん」機会を与えてほしいという東京市民の請願を受け入れて実施されたものであった。この時は、上野の華族会館への行幸という形であり、必ずしも東京市民に天皇の姿を見せることが主目的とはされていなかかった。その意味では、上野戦争の記憶をだぶらせる多くの東京市民のほうが、天皇の行幸に対して思い入れが深かったというべきであろう。沿道には市民をはじめ上京した人々が歓呼して天皇を迎えたという。

ひと月のうちに三度の行幸の機会を設定し、東京市民の歓迎を受けたことは、東京市民が天皇を徳川家にかわる東京の主として確認する儀式にほかならない。勝海舟は伊藤博文に宛ててつぎのように記している。

此度之特恩にて大ニ人心ニ感覺ヲ生何と申事も無之心内悦服之姿相見且上野江御幸は尤大出来ニ而初而聖恩ニ逢候心持と相成候形人心之不測もの如斯歟（3）

「初而聖恩ニ逢候心持と相成候」とは、いかにも勝

らしい感慨というべきであろう。維新の遺恨はここに氷解したのである。

D) 江戸開府三百年祭

第三が、開府三百年祭の開催である。

8月には、徳川家康が江戸に入城して以来300年目を記念する「江戸開府三百年祭」が上野の東照宮で行われた。家康が江戸入りした8月1日は八朔と称して、江戸時代には正月と並ぶ重要な祝日であった。この年、旧幕臣たちによって江戸会が結成され、この八朔を復活しようとする機運が盛り上がり、榎本武揚を委員長として三百年祭会が結成された。そして旧暦で8月1日にあたる8月26日、上野東照宮で江戸開府三百年祭が執行されたのである。

祝典には、第三皇子明宮嘉仁親王（11月3日に皇太子となる）、伏見宮をはじめ、大蔵大臣松方正義、宮内大臣土方久元、旧徳川一門の他、アメリカ、イタリア、清などの各国公使らが出席した。首相黒田清隆も出席しようとしたがて群衆の混雑に阻まれて、引き返したという。

祭主は時の東照宮宮司、そして戊辰戦争における朝敵であった旧会津藩主松平容保であった。群衆は、高崎府知事、榎本委員長とともに会場を巡回する徳川慶喜に対して、東京万歳、徳川万歳と歓呼したという。

江戸の栄光を復活し、徳川の恩顧を讃えるこの祭りに、政府、皇室も祝意を表したことは、江戸の復権であると同時に、江戸と天皇との歴史的和睦であり、新しい時代の到来を象徴するものであった。

これら一連の政治的祝祭は、天皇を東京の主としてあらためて確認する東京市民の儀式でもあった。この祝祭によって、政治空間としての東京は、維新の対立の場から国民融合、国家統一の場へと大きく転回し、徳川のお膝元から日本の首都へと変貌した。維新以後の政治対立によって生じた政治的分裂は、この一連の儀式によって国民的修復が図られたのである。

3. 維新史の誕生

A) ナショナルヒストリーの必要性

憲法が公布され、その内容が公表されたとき、海外の目は、国内の外国人社会も含めて概して冷淡で懐疑的なものであったが、憲法そのものに対する評価は高かった。

アメリカの国務大臣ブレインは、君主の実権を具体的に規定した点は「日本政事家の卓見」、閣僚の天皇輔弼制は「憲法学の進歩」であり「欧米各国の憲法に一層改良を加へたる者と云ふ可し」と高く評価している

(4)。当時のヨーロッパの水準から見ても、明治憲法は評価に値する内容であった。

だが、なぜ日本に憲法が必要なのか、ただの模倣なのではないか。ヨーロッパがいただいた最大の疑問は、この点であった。憲法起草者のひとりである金子堅太郎が欧米を歴訪して憲法を紹介したとき、こうしたヨーロッパの疑問に答えるため、「公儀輿論」の国是を説明したが、それならばなぜ日本が立憲制を求めたにいたったのか、維新史を纏めることを求められた。

憲法制定において伊藤博文の最大の助言者であったオーストリアのロレンツ・フォン・シュタインは、憲法を紹介に訪れた金子堅太郎に対して、つぎのように述べている。

歴史は一国の進歩の順序を示し、亦国家万般の事実を記載するものなり、故に国民の愛国心を振興せしめんと欲せば先づ其の建国の歴史の何たるを知らずして可ならんや、現に英独の如き憲法に於ては精細なる歴史を基本として常に王室の尊厳を保つことに力むるは、蓋し歴史は其の国の成立の始祖を知るが為めには尤も有益にして不可欠の学科なり（5）

いわば憲法の制定と国史の編纂は、一体のものとして、天皇制の確立のうえで不可欠の事業であったのである。その意味では、近代における日本史学は、その成立から、きわめて強い政治力の制約のもとに置かれていたといえることができる。

こうして金子は、「維新の歴史を外国人に示す・・・そうすれば日本の憲政というものが納得できるのだ」

(6)として、日本で憲法が制定された歴史的必然性を、維新史を編纂することによって示そうとし、1891年3月に「国史編纂局を設くるの議」を提出して、維新史の編纂に着手することを提議した。

だが、幕末の政争史を明らかにすることは、当時政権を握っていた薩摩・長州などの藩閥勢力にとってはまだ生々しすぎた。幕末期に長州が朝敵であったこと、また1867年10月に徳川幕府の大政奉還に対抗するため偽勅を利用してまで倒幕を正当化しようとしたことなど、幕末における薩長対立の歴史が明らかになり、歴史の醜く都合の悪い裏がさらけだされると、藩閥の結合にひびが入るとのである。

伊藤博文はこう言って反対し、金子を断念させたという。

遠くは蛤御門の合戦以来、薩長の間には事々に衝突が起きている。維新史料の蒐集は一面に於ては薩長衝突史料の蒐集ともなる。斯くては今や薩長提携して二十三年の最初の帝国議會を無事に乗り

切ろうとしている矢先、両者の間に面白からぬ感情が巻き起こって、政局に重大な影響を及ぼさぬとは限らぬ。維新史料の蒐集は頗る賛成だがまだ其の時機ではない（7）

B) 新しい歴史意識

だが、藩閥の政治的都合とは無関係に、維新史の見直しは進んでいった。

新しい時代の到来は新たな歴史意識を生み出す。新たな時代のはじまりは、それまでの時代の終わりを意味していた。

憲法発布と議会開設は、民権の時代と立憲の時代を区切るものであった。明治維新以来の公議与論の理念は政治におけるリーダーシップとメンバーシップの確立を求めたものであったが、それが憲法という枠のなかで内閣と議会によって実現した時、維新の国是であった公議与論の理念は政治スローガンとしての現実的意味を失なっていた。

維新を語ることはもはや現在を語るのではなく、過去を語ることに転じはじめた。第一の維新は現在から過去へと追いやられ、政治の軌から外れたとき、維新は自由に語るべき歴史空間として国民の前に立ち現れ始めたのである。維新は政治から歴史へと変質を始めたのである。こうして、それまでの王政復古史観に対する批判と歴史の見直し、江戸の復権がはじまったのである。

明治維新を正当化する歴史観である王政復古史観は、明治維新を武家政治の廃絶と古代王政の回復として理解する見方であり、維新政権の正当性を明らかにする政治的イデオロギーでもあった。そこでは、王政こそが本来の日本の正しい姿であり、武家政治は一時的な変態として位置づけられ、新時代では否定されるべき運命にあった。改革を性急に求める指向がこうした意識を生み出したともいえよう。

しかし、1890年代には、江戸時代を否定し封印しようとする歴史意識をくつがえして、過去を再認識しようとする動きがはっきりとしてきた。

ここに、王政復古史観に対抗して、藩閥系、史談会系、旧幕府系、旧彦根藩系、旧会津藩系、民間派系など、種々の政治的立場からの維新史がぞくぞくと登場することになるのである。

藩閥系というのは、維新政府を構成した薩長土肥を中心とした史観であり、史談会系というのは、藩閥系が旧家臣中心史であることに反発して、旧藩主層の藩閥への対抗意識をもとに1889年に設立された史談会を中心に形勢された史観である。ともに王政復古を支えた勢力であるが、維新後に藩閥が政権の中樞を担った

のに対して、史談会系は光の当たらなかつた薩摩島津家を中心に旧大家家によって支えられ、とくに幕末期に関心が集中していた。

これに対して旧幕府系は、王政復古を幕府側から見た幕府衰亡史や開国の過程に幕府の歴史的役割を見いだす幕末外交史的な幕臣系と、復古史観によって否定され、朝敵と位置づけられた彦根、会津の汚名を雪ぐ雪冤型の系列とに大別される。それらに共通するのは、それまで王政復古史観によって裁断されてきた立場から、歴史に仮託して自らの政治的正当性を明らかにしようとするものであった。

この時期の歴史ブームは単なる回顧趣味ではなかつた。近代のなかにおける自らの政治的アイデンティティを確認しようとする行動であった。

C) 『徳川慶喜公伝』と『京都守護職始末』の編纂

こうした動きのなかで、1893年徳川慶喜の伝記の編纂が渋沢栄一によって着手された。慶喜は幕府を滅ぼし、徳川家を衰亡に追い込んだ人物として、藩閥側のみならず徳川家のなかでも孤立していた。

渋沢は旧幕臣でジャーナリストであった福地桜痴に伝記編纂の依頼をした。幕府の歴史を「公明正大の筆」を以て書くことを願っていた福地は快諾した。慶喜は消極的であったが、渋沢は、「今の間に存在する史実を集めて、せめては記料にても遣して置かねば、遂に真相を失って、後世に誤謬を伝える」と説得、死後相当の時期に公開することを約して承諾を得た。しかし、1901年春、深川に事務所を開くも、04年に福地が代議士に当選、その後病没したことにより伝記編纂は中断を余儀なくされた。

しかし慶喜側からの幕末維新史は、藩閥史観の虚飾と偏向を明らかにするものであり、それが客観的に書かれれば書かれるほど、藩閥史観はその偏向した政治性、立場性が暴露されるという関係にあった。藩閥は慶喜サイドの歴史を嘘だと否定することはほとんど不可能であり、その政権としての正当性が揺らぐことになる。まだ、歴史編纂が同時に政治批判となる時代であった。

慶喜には、伝記の編纂によって社会に一石を投ずる意図はなかつたのであろうが、藩閥史観が維新の正史となることについては、良しとしなかつた。社会的復権を遂げた慶喜は、政治的、社会的環境が許す段階になれば、公表もありうると考え、編纂事業の着手を認めたのであろう。

そうした意味で、藩閥に強い衝撃を与えたのは、『京都守護職始末』の編纂であった。この書は、会津藩の雪冤の書であり、会津藩出身の山川浩と弟健次郎が孝

明天皇30年祭を機に、著述を始めたもので、主に山川健次郎の執筆によるものであった。健次郎は当時東京帝国大学理科大学長、1901年からは東京帝国大学総長の職にあった。松平容保の事績をまとめたこの書は、松平容保が孝明天皇の意を体して公武合体に如何に尽力したかを通じて、孝明天皇に対する誠忠を明らかにし、朝敵の汚名を雪ごうとしたのである。

しかし、この視点で幕末史を書こうとすると、どうしても禁門の変と倒幕の密勅が大きな問題となる。朝敵としての長州藩、薩長の対立が明らかにならざるを得ないし、倒幕の密勅が偽勅であることもおのずから明確にならざるをえない。

遠山茂樹は「この主張がみとめられるとすれば、長州藩、ひいては薩摩藩の攘夷運動や倒幕運動は、孝明天皇の意にそむいた行動だという評価も成り立つこととなる。そうなれば、薩・長・土を中心とする勤王運動によって明治維新が成就したという通説はひっくりかえり、薩・長を出身者を中心として、政権をたらい回しにしていた藩閥勢力の歴史的根拠が失われるという事態が生まれる。事はたんに幕末政治史の真相がどうであったかという歴史学界の問題であるに止まらず、ひろく思想問題また政界に深刻な同様をおこす政治問題となるであろうことが予測され」と指摘している(8)。

D) 「公明正大」な維新史の成立

しかし、同書の刊行は、維新史編纂にとってひとつの転機となった。

毛利家は、1896年から伊藤博文の女婿にあたる末松謙澄を中心に編纂を進めていた。その編集方針について、末松はこう述べている。

『防長回天史』は毛利家の私乗でなく、公けの日本歴史でなければならぬ。公正なる事実の記録は、自然に毛利家の功績を顕彰することになる。(9)

徳川慶喜公伝の編纂が再開されたのもこの時期であった。1902年慶喜は勅によって、華族に列せられ公爵を授けられた。政治的な雪冤が果たされたことから、伝記編纂の目的は公明正大で正確を求めるものに変化した。公明正大であることをモットーに編纂は進められ、1918年1月に全8冊(伝記4冊、史料編3冊、索引1冊)が刊行された。

公伝は、慶喜の自己弁明の書といわれ、歴史書としての評価は、現在決して高くない。しかし、公伝は、けっして慶喜の立場をすべて肯定する視点から編纂されたものではなく、慶喜の回想とおりに記述されたものでもない。当時としては史料収集と考証の行き届いた編纂方針が貫かれていた。その完成度は高く、第二

次大戦前においては、『防長回天史』とならんで、維新史の基本文献として高く評価されていたのである。

1890年代の歴史編纂が歴史の多様な観点を引き出したのに対して、1900年代後半期のそれは、立場の違いを客観的に明らかにしつつ、公明正大に維新史を描こうとするものであった。1890年代には、維新の記憶はまだ生々しく政治的にぶり返す危険性も十分に有していたが、日露戦争をへた1900年代後半に入ると、どの政治的立場にいたものももっとも勤皇であったのか、を論ずるものから、次第にもろもろの立場を明らかにし、公平な立場から維新史の現代的意味を明らかにしようとする歴史へと変化していった。歴史において政治を語ることから、正確な歴史を編纂することへと関心が移っていった。

そうした記録史学ともいうべき動きが登場したことは、維新史が、ほぼ歴史と化したことを意味していた。

E) 南北朝正閥論

公明正大な歴史とは、換言すれば、王政復古史観の偏向を正そうとするものであった。すなわち、王政復古史観によって朝敵とみなされた勢力も、幕末には朝廷を支えた勤皇勢力であったことを明確にしたものである。その結果、ほぼすべての政治勢力が勤皇であったことを主張し、認められることとなった。そのなかで唯一の例外が井伊直弼であった。井伊は、勅許を得ずに通商条約を締結し、安政の大獄によって多くの勤皇の志士を弾圧したとして、ただひとり、朝敵として維新史のスケープゴートとされたのである。

井伊の復権を図る動きは、明治20年代における島田三郎の「開国始末」の刊行にもみられるが、西郷の銅像が上野公園に建設されたのを機に、井伊の銅像を日比谷公園に建設しようとする企画が持ち上がった。東京府はこれを認めたが、内務省の反対により頓挫、改めて開国50年を記念して、横浜に設立しようとする計画が立てられたが、これも内務省によって中止に追い込まれたのである。

維新史が藩閥、佐幕ともに理念としての勤皇を標榜して、それぞれの正当性を主張し認めている限りにおいては、井伊という例外を除けば、維新史は客観的に成立するかも知れない。だが、歴史事実が王政復古史観に抵触し、それを客観的に認めることが天皇制維持のイデオロギーを脅かしかねない事態となったとき、ナショナルヒストリーとしての国史は、ジレンマに直面することになる。

歴史学が日本の国家としての正史、すなわち天皇制の歴史的正当性を裏付けることを使命とされたことは、歴史学における学問とナショナリズムの対立というま

ったく別の難題を持ち込むこととなった。

1911年に起きた南北朝正閏論争は、小学校の国定教科書に書かれている両統迭立論を、皇位の「万世一系」に触れるものとして問題視し、ときの小松原文相と桂内閣の責任を問う政争に発展した問題である。この問題が議会でとりあげられるなか、文部省は、教科書の執筆者である喜田貞吉教科書編纂官の更迭と教科書の修正を指示して、「南北朝」という表現は「吉野の朝廷」に改められた。当時学界において主流となっていた南北朝並立説を無視して南朝正統説を政府が保証して教科書を改訂したものであり、明治憲法に規定された「万世一系」（「天に二日なく地に二王なし」）という天皇神話の前に、歴史学が屈したのである。こうして、日本近代の神話のなかで、足利尊氏というもうひとりの朝敵が誕生したのであった。

南北朝正閏論争は、学問の自由に対するイデオロギーの暴虐を示すものであり、科学が政治に屈した事例として歴史家が忘れることのできない事件であるが、問題はそれがナショナルヒストリーの要求と、憲法に定められた天皇の神話とが合体したことによって引き起こされたものであり、日本近代が生み出すべくして生み出した構造的な問題であることを心に止めておく必要があるであろう。

おわりに

明治憲法の制定により、「公議輿論」と「万国対峙」という二つの国是が実現したことは、近代国家への転換が成功したという点で、近代国家の確立を意味して

いた。同時に、憲法の発布は、幕末・維新时期以来の日本社会の分裂に終止符を打ち、新たな国民統合へと社会が動きだしたきっかけとなった。

それはすなわち、明治維新以来近代化を目指してきた時代の終わりであり、幕末・維新以来の、近世から近代への移行期が終わりを迎えたのである。ここに日本の近代が本格的に始まったといえることができる。

しかし、明治憲法に規定されたものは、政治制度のみではなかった。天皇の存在が「万世一系」、「神聖」にして絶対的であると規定されることにより、新たな神話とナショナリズムが登場することとなったのである。

注

1. 以下の記述については、小風秀雅編『日本の時代史23 アジアの帝国国家』（吉川弘 文館、2004）、同『近代日本と国際社会』（放送大学教育振興会、2004）を参照
2. 家永三郎『植木枝盛研究』（岩波書店、1960）、571頁
3. 稲田正次『明治憲法成立史』上（有斐閣、1960）、913頁
4. 『伊藤博文関係文書』4（塙書房、1976）、31頁
5. 金子堅太郎『憲法制定と欧米人の評論』（日本青年館、1937）、218頁
6. 大久保利謙等「維新史研究の歩み—維新史料編纂会の果たした役割—」『日本歴史』2 46号（1968）、22頁
7. 大久保利謙「王政復古史観と旧藩史観・藩閥史観」『法政史学』12（1959）、17頁
8. 山川浩『京都守護職始末』（東洋文庫、1966）解説、242頁
9. 堺利彦『堺利彦伝』（中公文庫、1878）、198頁